

中国仏教と肉食禁止の問題

道 端 良 秀

一はしがき

日本では昔からしようとじん（精進）という言葉がある。その精進日には一切の肉類や魚類は、これを断つて口にしなかった。精進日というのは親の命日とほとけの日であった。現在でもそれは堅く守られているが、段々すたれて行くようである。それでも特に素朴な田舎の仏教信者の家庭では、家中が親の日や仏の日だけではなく、兄弟の日や祖父母や祖先の日まで精進させられ、一ヶ月の半分位も精進日で子供には何のことか分らぬことが多い。勿論秋の宗祖の報恩講一週間も絶対に精進日であるし、仏事ごとは一切魚や肉は禁止されている。

これは日本だけでなく中国においても同じことで、同じというよりももっと厳重で、仏教信者の間に素菜会と

いうのがあって、その会員は一生精進料理だけで、肉類を口にしないのである。

仏教信者ですらそうであるから、日本でも中国でも、出家僧尼は一切の肉類を断っていることは当然のことであつた。ただその中において非僧非俗にして愚禿といわれた親鸞の流れを汲む宗派の僧だけは、妻帯肉食が許されていた。在家宗教なるがためである。その反動といふか、真宗では僧俗共に精進日は頗る厳格であつて、今日もなお仏の日と親の日だけは、いずれの家庭でも精進日として、この規則を厳重に守つている。

さてそれでは何故に精進日は肉類を禁止するのか、出家は毎日が精進で、一生肉食をしないがこれは一体どうゆうわけなのか、南方仏教では敢て肉食を禁止していいのは何故か、一体仏教では肉食禁止はどうなつてゐる

のか、何のためであるのか、この問題を考察して見ることとする。特に中国仏教に関連して眺めて見る。中国社会は肉食が常食であり、豚、羊、鶏などは欠くことの出来ない食料肉であった。この社会に肉食禁止の仏教が伝来されて来たのであるが、このことは中国の人々の日々の生活の上に大きな変化をもたらしたものであり、それが不殺生戒によるものとすると、習俗と共に中国人の人生觀にも大きな変化を与えたものとして、この肉食禁止の仏教伝来は大きな問題であったのである。

二 大乗教団は禁止する

「梵網經」卷下に出て来る十重禁四十八輕戒の内、四

十八輕戒の第三に

若仏子 故食肉、一切不得レ食 断三大慈悲、仏性種子
一切衆生見而捨去、是故一切菩薩、不得レ食三一切衆
生肉、食レ肉得無量罪、若故食者、犯三輕垢罪」

という。一切の肉の禁止である。一切の衆生の肉を食すことを禁じてゐる。それは大慈悲の種子を断つするから

という。若し敢て肉食すれば無量の罪を受けねばならぬといつてゐる。「梵網經」は東晉時代に既に行われてい

た。

大乗經典を眺めて見ると、魏の菩提流支訳の「入楞伽經」遮食肉品第十六に

爾時聖者大慧菩薩摩訶薩、白レ仏言、世尊我觀世間、生死流転、怨結相連、隨諸惡道、皆由食肉、更相殺害、增長貪瞋、不得出離、甚為三苦、世尊、食肉之人、斷三大慈種、修聖道者、不レ応レ得食

とある。惡道に墮した苦しみ、生死流転して怨結相連するは、皆肉食が原因である。互に殺し合つて、貪瞋を增長するから出離することなく、常に大苦に遭うのである。このように肉食の人は仏の大慈の種を断つものであるかで、仏道を求むる人は肉食をしてはならない、と説いてゐるのである。

又北涼の曇無讖訳の「大般涅槃經」卷四如來性品に、加蔑菩薩と仏との肉食についての問答が出でているが、それに対して仏陀は
善男子、從今日始不レ聴声聞弟子食レ肉、若受檀越信施之時、應下觀是食如子肉想（乃至）
善男子、夫食肉者、斷三大慈種（乃至）迦葉、我從今日制諸弟子、不得復食三一切肉也。
という。即ち肉食の禁止である。たとえ檀越がこれを布施した時でも、その肉は自分の子供の肉と観想して、こ

れを食してはいけないと制している。

しかし又、この問答の中に三種淨肉のことが出て来る。即ち迦葉が仏に、肉食は不可と禁ぜられるが、仏は先に三種の淨肉は食してもよいといわれたのはどうゆうわけかと、疑問を提出している、云く

迦葉又言、如來何故、先聽^ニ比丘食三種淨肉、迦葉、是三種淨肉、隨^レ事漸制、迦葉菩薩、復白^レ仏言、世尊何因緣故、十種不淨、乃至九種清淨、而復不^レ聽、仏告^ニ迦葉、亦是因事、漸次而制

と。これに対して仏は三種淨肉は事に随つて、次第に制止するもので、聽したのは方便のためであるというのである。

更に迦葉は統いて、十種不淨肉や九種清淨肉のことについて質問し、これに対して、漸次に制すると述べている。

ここで見ると肉食の問題について、三種淨肉を許可するという問題があり、更に十種不淨肉、九種清淨肉があつて、許可されたり、禁止されたりしたことがあつたことが知られる。決つして肉食が全面的に一切が禁止されていなかつたことが知らされる。即ち同じ「涅槃經」卷十八に

如來不^レ聽^ニ比丘食三十種肉、何等為^レ十、人、蛇、象、

馬、驢、狗、獅子、猪、狐、獮猴、其余悉聽、或言一切不^レ聽

とある。十種の肉は禁止されるが、十種以外の肉は食べてもよいとされた。しかし「或言」として、一切の肉は聽さないとしているところに、この問題とすべきところがある。

それでは一体肉食を全面的に禁止する涅槃經や梵網經以前の律典などでは、この肉食はどのように規定されたのであろうか。

三 原始教団は禁止せず

一体上に出て来た三種の淨肉は食べてもよいとされた仏教々団では、この肉食の問題をどのように考えていたのであるうか、三種淨肉とか、三種不淨肉とか、十種不淨肉などといわれるるのは何か、先ず「四分律」を見るここととする。卷四二に釈尊が五比丘に乞食して食べてよいものと不可欠のものを述べているが、その内で、得^レ魚、仏言、聽^レ食^ニ種種魚、得^レ肉、仏言、聽^レ食^ニ種種肉

とある。肉を布施されれば、これを食べてもよいと許可されている。明らかに魚と肉は禁止されていなかつたの

である。しかしこれがつぎつぎと禁止されていったようである。

同書同巻に象肉と馬肉と龍肉と狗肉と人肉とを禁止することを述べている。象と馬は当時の戦いに欠くことの出来ない王の兵衆であったからであり、龍は大神力を有し威徳あるものであるからであり、狗は、狗肉を食べた比丘が、遊行中に狗の憎しみに会ってかみつかれたからであり、人肉は当然同胞のものであるからである。これが更に三種の淨肉不淨肉に展開して行つた。

それは信者私阿將軍が牛を殺して、釈尊及び千二百五十の比丘に種々の美食を供養した因縁から、三種淨肉のことが出て来る。云く

(仏) 還_ニ僧伽藍中_一、以_ニ此因縁_一 集_ニ比丘僧_一告言、
自今已去、若故_レ為_レ殺者、不_レ應_レ肉

と、ことさらに殺したものの肉は食うべからずと制せられた。そのことさらに殺すということはどうゆうことかといえば、云く

是中故_レ為_レ殺者、若故見、故聞、故疑、有_ニ如_レ此三事
因縁不淨肉、我說_レ不_レ應_レ食。

と。即ち見聞疑の三種不淨肉は食することを許さずというのである。その見聞疑とは、

若見_ニ為_レ我故殺_一、若從_ニ可信人辺_一 聞_ニ為_レ我故殺_一
若見_ニ家中有_ニ頭有_ニ皮有_ニ毛、若見_レ有_ニ脚血_一、又復此
人能作三十惡業_一、常是殺當、能為_レ我殺、如_レ是三種因
縁、不清淨肉不_レ應_レ食、

有_ニ三種淨肉_一 應_レ食、若不_ニ故見_一、不_ニ故聞_一、不_ニ故
疑_ニ 應_レ食

という。自分のために殺すのを見たり、自分のために殺したと聞いたり、家の中に頭や皮や毛や、更に血などを見、更にその家の人は常に惡業をなす人であるから、これは恐らく自分の為に殺したのであろうかと疑う場合、この肉は不淨肉であつて食すべきでない。見聞疑の三種の因縁の場合、この肉は三種不淨肉と呼ばれたのである。この反対が三種淨肉で、不見、不聞、不疑の肉は食することができたのであった。

このようにして見ると不見不聞不疑の三種淨肉は禁止されていなかつたもので、市場から買い求めて来る肉は淨肉であり、又布施された肉は三種不淨肉でない限り、食してよかつたのである。原始仏教々團にあつては、在家も出家も肉食は、特定の例を除いて許されていたのであつた。

しかしこれが次第に制限されて行くのである。即ち上

記にも述べたように、不見不聞不疑の清浄肉であつても、象肉と馬肉と龍肉と狗肉と人肉とは禁止された。これ以外にもいろいろと禁止されて行つたようで、同じ「四分律」卷五九に

有^三五種肉 不レ応^レ食、象肉、馬肉、人肉、狗肉、毒

虫獸肉、是為^レ五 復有^レ五、獅子肉、虎肉、豹肉、熊肉、羆肉、是為^レ五

と、五種肉の禁止を掲げているが、これに二通りの五種肉説を述べている。いずれにしても次第に制限が広まつて行つたことを物語るものである。

更に「摩訶僧祇律」卷三二には、禁止肉を、(一)人肉、(二)龍肉、(三)象肉、(四)馬肉、(五)狗肉、(六)鳥肉、(七)鷺鳥肉、(八)猪肉、(九)獮猴肉、(十)獅肉として、ここに鳥肉と鷺鳥肉と猪肉と猿肉などが禁止肉とされている。十種の禁止肉については上掲の「北本涅槃經」卷十八にも、人、蛇、象、馬、驢、狗、獅子、猪、狐、獮猴とあって、新たに狐肉が禁止されている。

さてここで問題は、禁止肉の中に、いつでも人肉が出て来ることである。人肉が一般の獸肉と一所に、食する^レを聽さずと禁止されていることは、まことに不思議な奇怪なことと言わねばならぬが、律典を見ると、病比丘の

ために人肉が提供されて、これで治つたことが述べられている場合が多いが、この薬としての人肉も釈尊は堅く禁ざるところであったのである。このことについては嘗て論じたことであるからこでは論じないが、古代インドでは一般にも人肉を売買していたようである。^①

このように原始教団にあつては三種不淨肉や、特殊の肉は禁止されてはいたが、元來肉食は、時藥として当然の食事とされていたようである。勿論部派の違いによって、各律典の違いはあるが、どの部派も肉食は正常食とされていた。道宣が「行事鈔」卷下の二に、「諸律はみな魚肉を明かして時食となす」とあるように、どの律典も時食即ち午前中に食べる正常食に魚肉を数えている。

例えば「摩訶僧祇律」卷三に

時藥者、一切根一切穀、一切肉、(乃至)、肉者、水陸虫肉、云何水虫、水虫者、魚、龜、提弥祇羅、修羅、修修羅、修修磨羅、如^レ是等水虫諸虫、可^レ食者、是名^ニ水虫^ニ、

云何陸虫、陸虫者、兩足、四足、無足、多足、如^レ是等名陸虫、如^レ是根食穀食、肉食、皆名^ニ時食^ニ、何以故、時得^レ食、非^レ時不得^レ食、是名^ニ時食^ニとある。比丘の正常食に一切根や一切穀と共に一切の肉

が數えられている。その肉とは水に住む一切の魚類と、陸上の一切の禽獸の肉をいうのである。又「十誦律」卷二六に

時藥者、五種法陀尼、五種蒲陀尼、五似食、(乃至)何等五種蒲陀尼食、一飯 二麩 三糒、四魚、五肉、如是五蒲陀尼食。

といつて、時藥の内の五種の食べ易い輕食の内に魚肉を入れている。他の四分律、五分律もまた同じように魚肉を正食といつてゐる。

このように律典はいづれも魚肉を食べることは、正食としてこれを規定していたのであった。そのことは「十誦律」卷十三に出ているように、弟子達の乞食遊行によつて得る食事が、甚だ栄養が少いため、皆瘠せ衰え、無氣力となつて行くために、釈尊は遂に弟子達に五種の蒲闍尼食を受けるを許した、とあるように、恐らく栄養問題が第一の理由となつていたようである。しかしながら上述の如くに、いろいろの事情によつて肉食の制限が加わり、更に大乗佛教の發展と共に菩薩の大慈悲行として、悉ての肉が禁止されるようになつたのであった。

さて以上のように小乘律典といわれる「四分律」、「五分律」、「摩訶僧祇律」、「十誦律」などには、特別の場合の外は肉食を許して いたが、大乘菩薩思想の發展と共に、次第に制限されて、遂に一切の肉を禁止するに至つてゐる。「涅槃經」、「楞伽經」などはその一例であり、梵網の菩薩戒などはその代表的なものである。

中国に仏教が伝来され、多くの經律論が訳出されたが、ここでは肉食許可の小乘律典と、肉食禁止の大乘經典とが、同時に流傳されたのであつた。これを中国の仏教徒はどのように受取つて行つたであろうか。これは中国の仏教徒の口から直接に聞くのが一番早道であろうし、又確実である。

まず四分律宗の祖、道宣の意見を聞くことにしよう。「四分律剛繁補闕行事鈔」卷下、四藥受淨篇第十八に、時藥を述べて、四分の中に五種蒲闍尼がある。麩と飯と乾飯と魚と肉とであるが、諸律にはみな魚肉をもつて時食、即ち正食としている、と先ずこれを明かしてから、しかしこのことは、「廢前之教」であると結論を下している。しかもこれに統いて前掲の「涅槃經」を引いて、從今後、不_レ聽弟子食肉、觀察如_ニ子肉_ニ想上夫食肉者、断_ニ大慈種_ニ 水陸空行、有_レ命者犯、故不_レ

令「食、廣如彼說」

いって、と食肉を一切厳禁している。即ち諸律に肉食を許しているのは、廃前の教即ち權教、方便教であつて、眞実の教は「涅槃經」に云う如く、肉食禁止であるといふのである。「涅槃經」は釈尊最後の眞実教であるから、この前は廃前教であるとして、この問題を決択したのである。しかも彼道宣はこの文に続いて

經云、前令「食レ肉、謂非四生之肉」但現「化耳、為度衆生」

という。肉食を許したその肉は四生の肉ではなく、衆生を度せんがために、ただその形を現じただけのものである、といふのである。苦しい説明ではあるが、あくまで肉食を許さないとする道宣の態度を知ることが出来る。

同じ意見でこの問題を詳述しているのが、道宣の弟である道世の「法苑珠林」卷九三食肉部である。云く
教亦有「權實」言「權教者 拠毘尼律中」世尊初成道、為度「龜惡凡夫、未堪「說」細、且於「漸教之中」說三種淨肉、離「見聞疑」不「為」己殺、鳥殘自死者聞聽「食」之、先龜後細、漸令「離」過、是別時之意、不了之說。

と。一代の教を權教と實教に分け、毘尼律中に説く、見聞疑を離れた三種淨肉、即ち自分の為に殺したのでなく、自分で死んだものや、鳥の食べ残りの肉などは、淨肉としてこれを許したのは、凡夫を度せんが為の方便であつて、龜から細へ、權から實えと次第に導くための教であり、別時意であつて、眞実のものではないといふのである。

道世は次に實教によればとして、肉食の禁止を、多くの經典を引用してこれを説き、肉食の過失や、これが應報の例を出して、これを誡しめている。

又「同書」卷九四酒肉篇の感應縁に、「宣律師感應記」によるとして、次のように述べている。即ち仏が天人龍鬼神に告げていうように、我が正法の滅後に、多くの諸比丘は、我が小乘の教を報じて、毘尼律に肉食をゆるした意を充分に理解せず、僧伽藍の中で衆生を殺害しているのは、丁度獵師の屠殺場と同じであるという。

我初成道時、雖開毘尼中、聽「食」三種淨肉、亦非「四生之類」是諸禪定之肉、是不思議肉非汝所知何故誇「贊我教」我於「涅槃楞伽經中」一切生命雜肉、皆已斷訖、不「聽」持戒之人、食「請衆生身肉」了之說。
若有「惡比丘」導毘尼教中、聽「食」魚肉、聽下著「蚕衣」

者、此是魔説。

律典中の三種淨肉とは普通の肉ではなく、禪定の肉であり、不可思議肉であつて、凡夫の知るところの肉ではない。食肉は一切禁断するものである。若し惡比丘があつて律典中にある肉食許可を証として肉食するとすれば、これは全く天魔の説であつて、仏の教ではない、と強く肉食禁止を主張している。

次に梵網菩薩戒の注疏である天台智顥の「菩薩戒經義疏」及び華嚴の法藏の「梵網經菩薩戒本疏」を見る。大乗菩薩戒の梵網戒であるから当然に一切の肉食を断じてゐることは、先に述べたところであるが、天台智顥はその義疏の中で、「食肉戒は、肉を食せば大慈心を断ず、大士は慈を懷くを本とするから、一切悉く断ず、声聞の漸教は、初めは三種の淨肉等を開するけれど、後には亦みな断ず、文に不得食一切衆生肉というのは、當に知るべし、現肉を断するの義である」

といつてゐるのは、小乗戒にいう肉食許可是声聞の漸教でのことで、後には一切断ずとして道宣と同じ意見を出している。華嚴の法藏も亦同じ意見で、別に珍しい説も出していない。

又仏教伝来より程遠からぬ三国時代の牟子の「理惑

論」にも、仏教は酒肉を禁することを述べているし、梁の武帝に至つてはかの有名な「斷酒肉文」を著して、出家在家の仏教徒の肉食を厳禁している。肉食は衆生の生命を奪うことであるから、仏教の慈悲の精神に反するものである、戒律の第一の不殺生戒を犯すことなるものであるからである。

宋の元照は「四分律行事鈔資持記」卷下二に「中国で大乗を学ぶ者は皆梵網・楞伽・涅槃等の制による。既に大行を修して、慈濟を先となす、安んぞ大乗あつて、方に殺戮を行わんや」と、大乗の慈心・よく不殺生戒を守つてゐる。このようにして中国仏教は、肉食についての二つの異った戒律思想を、みごとに統一して、相反する二つの矛盾を、同一線上にもたらしたのであった。

五 なぜ肉食が悪いのか

以上のように中国仏教はあくまで肉食を禁止したが、それは何故であったのか、いかなる理由があつたのか、仏教々団にあつても、肉食は美味として認容されていたにも関わらず、しかも事實として肉食が滋養の面において、欠くべからざる食品であるに關らず、中国仏教にあつて、如何なる理由でこれを禁止したのであるか。

先ず「梵網經」から見よう。上記の食肉戒に禁断的理由として「大慈悲の仏性の種子を断ずる」からとしている。又ここでは肉食すれば、「一切衆生は見て捨て去る」とい、「食肉者は無量の罪を得る」と述べている。肉食は殺生と同じで大慈悲の仏性を断することになつて、仏道修行者に取つて特に致命的である。この断仏種といふことが、肉食禁止の第一に数えていても、これは当然のことであり、納得のいくことである。

次に「梵網經」の四十八輕戒の二〇に、

「若し仏子、慈心を以ての故に放生の業を行すべし、まさにこの念を作すべし、一切の男子はこれ我が父、一切の女人はこれ我が母、我生生にこれに従つて生を受ければことなし、故に六道の衆生は、皆これ我が父母なり、しかるにこれを殺し、しかもこれを食せば、即ち我が父母を殺し、また我が故身を殺すなり」

とある。このことは菩提流支訳の「入楞伽經」卷八の遮食肉品第十六にも

「食肉之人、斷三惡種（乃至）我觀衆生、輪迴六道、同在生死、共相生育、迭為父母兄弟姊妹、若男若女中表内外六親眷屬、或生余道善道惡道、常為眷屬、以是因緣、我觀衆生、更相噉肉、無非親

者、由貪肉味、迭互相噉、常生害心、增長苦業、流轉生死、不得出離」

とある。六道輪廻中に親子兄弟姉妹、六親眷屬となるといふ。六道は畜生界もあることで魚や鳥獸の肉を食することは、親子兄弟、六親眷屬を殺して食うことであるといふのである。特に中国では孝を最高の倫理とした世界で、親を殺して食うというが如きは、大逆罪であったのである。食肉之人はこのように親を殺して食う大罪を犯すことになる、というところに肉食禁止の第一の理由があつたのである。大慈の仏種を断ずるから、このような惨虐な殺生を行つて肉食するに至るもので、二つの理由は一連のものである。

いずれにしても、六道輪廻の思想から、六道の衆生は皆これ親子兄弟として、肉食は親殺しの大罪を犯すとするところに、儒家などの殺生禁止の思想と大いに異なるところのもので、中国人の精神生活における大革命であり、日常生活の大変動なのである。

又「入楞伽經」は肉食者には無量過がありとして、肉食の害やその罪悪やを詳述しているが、道宣は「行事鈔」卷下二にこの「楞伽經」を引用して、これを十種に略説している。云く

一、一切衆生、無始已來 常為^三六親^一以^三親想^一故、不^レ心^レ食^レ肉、

これは上記の六道輪廻の故に、鳥獸水魚も一切六親眷屬であるから、一切の肉を禁ずという。

二、狐・狗・人・馬、屠者雜賣故、

これは上述のように小乘律でも禁断の肉なのである。この禁断の肉が一般の肉と一緒に雜えて売つてあるから、

これを買つて食することを禁ずという。これは全く驚くべきことで、人肉が鳥獸の肉の中に雜えて売られているということは、どうしたことであろうが。

三、不淨氣分、所^ニ生長^一故

これは「入楞伽經」では、「一切肉は皆んな父母の膿血不淨の赤白が和合して、不淨の身が生じたもので、肉は不淨と觀ずる」といつてゐる。

四、衆生聞^レ氣、悉生^レ怖故

これも「楞伽經」によれば、肉食の人は丁度獵師のようで、一切の衆生は、彼が近づくのを見れば、殺されて肉を食べられると恐怖して、悉く逃去して遠く離れる。しかも大怨を蒙る。衆生を教化しようとする人は肉食は厳禁しなければならない、とするのである。

五、令^ニ修行者、慈心不^レ生故

肉食すれば、一切の肉を得るために殺すことを何んとも思はず、全く慈心を断ずることとなる、即ち仏種を断ずるが故である。

六、凡愚所^レ習 臭穢不淨 無^ニ善^ニ名稱^一故、

肉は丁度人の死屍を焼くような、臭氣不淨である。これを口中に入れることは、仏道を求め、清淨土を理想とする人の所行ではない。しかも世間からは、法輪を絶ち、聖種を絶滅する悪人であると謗られる。

七、令^ニ呪術不^ニ成就^一故

これは誤り易い文章で、仏教者が呪術をしようとしても肉食すると不可能であるというように取れるが、原文の「入楞伽經」では、「世間邪見、諸呪術師ですら若し肉を食せば、呪術は成就しない。況んや出世解脱を求め、大慈悲を修する者が、どうして食肉してこれを得ることがあるうか」としている。肉食は仏道の障りであるとする意である。

八、以^ニ食肉、見^レ形起^レ識 以^ニ染^レ味著^一故、

元照は「資持記」巻下二に、これを解して「凡そ畜生に遇えば即ち其の味を思う」とある。例えば路上で牛に遇えば牛肉の味を思い出すというのである。

九、諸天所^レ棄、多惡夢、虎狼聞^レ香故、

これは三過を述べたもので、肉食の人は諸天善神から見捨てられ、惡夢を見、肉食なるが故に、畜生と同じ香りがするので、虎狼が近づいて来るという。

十、由_レ食三種種肉 遂噉_ミ人肉_二故、如_ニ班足王經説_一いろいろの肉を食するから、遂には人肉まで食べるようになるからであるとする。「入楞伽經」には「食肉之人、愛_ニ著肉味_一至_ニ無_ミ畜生_一乃食_ニ人肉_二とある。食人肉のことは「班足王經」に詳述されていることは嘗て論じたところである。[◎]

また「法苑珠林」卷九十三食肉部にも、食肉之人の十過失を詳述している。道宣の十種と凡そ同じではあるが、「楞伽經」を引用して詳細に述べている。ただここで最も注意すべきことは肉を食するということは、殺生の罪を犯すということになり、肉食の人は殺生罪を犯すこと、これは当然に墮地獄であるとしていることである。肉食する人があるから屠者業があるので、若し肉食の人がなければ屠殺して肉を販売することもないから、肉食することは、屠者と同じく、自分も殺生をすることだと警告していることである。

「法苑珠林」に明かす食肉十過失の第七に、このことを明かして、一切の衆生は、畜生であっても各自の生命

を守ることは、自分と同じであるから、自分が死の恐怖あるように、一切衆生の命を尊命して、これを殺して食すべきではないというのである。仏教の戒律の重犯罪の第一は殺生である。肉食はまさしくこの殺生罪を犯すことである。堅く不殺生戒を守つて、肉食の禁止こそ、慈悲の仏教を信ずる仏教徒の態度であるとする。

六 仏教教団の肉食と禁止運動

以上のように中国仏教にあっては、肉食ということは一切厳禁であったのである。在家は兎も角として、出家は肉食は仏道の魔障としていた。しかしながら果して厳重に守られたか否か、出家なら当然であろうが、仏教徒といつても在俗の人々は果してどうであつたろうか、例えれば出家ですら禁酒に対しても、般若湯と名付け、薬として飲んでいたように、肉食も又何らかの便法を設けたのではないか。

その一つは、權教として許された三種淨肉は食べてよいとしたことであり、第二は肉ではなく、別のものとして食べることである。「東坡志林」卷二道积項に、

僧謂、酒為_ニ般若湯_一、謂魚為_ニ水梭花_一、鷄為_ニ鑽籬菜_一竟無_レ所_レ益_一、但欺而已_ニ、世常笑_レ之

と。宋代になると僧団では、酒は般若湯、魚を水梭花、鶏を鑽籬菜と名付けて、飲酒食肉していたことを述べてゐる。世人はこれを笑うといつてゐるから、酒肉は当然に出家に禁ぜられていたことを証明しているものである。宋代のように時代が下るとこのようであろうが早く六朝時代において、律典の伝来訳出当時、律典には時食として魚肉が数えられ、その魚肉の三種不淨肉だけが禁じられているのを見て、どのようにこれを受け取つたであろうか。

一方「涅槃經」や「楞伽經」も伝来訳出され、肉類は一切厳禁とされ、大慈の仏性を断るものであり、成仏の因を障えるものであるとすると、同じ仏説でありながら人々はこの矛盾に大いに迷わざるを得なかつたであろう。ここに律典を奉じ、肉食を正当化して行く人も出来たことであろうし、事実肉食をしていた佛教徒のあつたことが想像される。

梁武帝の断酒肉文の中に、この消息が詳細に述べられている。「広弘明集」卷廿六慈濟篇に撰められた断酒肉文の初めに、「今の出家人は、魚肉を食するのを、在家の人々に聞見されると、何ら慚愧することなく、邪説を飾つて肉を買つて食するのは禁ぜられていない。自分が殺し

た肉でないからであると弁明する、愚痴な人はこれを聞いて真実と思い、自からもまた不善をなして行く」とある。まさしくこれは肉食を正当化して行こうとする者であり、このような人々のあつたことを証明している。

又終り頃の文によると、光宅寺法雲が講師に、瓦官寺慧明が都講となつて、「大涅槃經」四相品の「食肉者は大慈種を断ずる」の義を講じている。この講席に列していくながら、その講の終つた後に諸僧尼が会した時の話題に、「律中に断肉のことや、肉食を懺悔する法は無い」といつて、断肉の義に對して充分に了解していない僧尼のいることを述べている。よつて武帝は六日後の二十九日に、義学僧一百四十一人、義学尼五十七人を華林華光殿に集め、莊嚴寺法超、奉誠寺僧弁、光宅寺宝度の三律師に、諸僧尼の疑問を武帝が代表して聞く形式を取つて、三種淨肉の可否について問答している。

法超律師の答は、「三種の淨肉を噉うことを許すと雖も、意は實に永く断ぜんと欲するなり」と。これに対し僧弁も法超と同じ、ただ教に浅深あるからである。宝度はこの教は漸教であるからである。利根の者ならば、三種の淨肉の文を見ても、悉く不食の解をなすであろうと答えてゐる。こうして見ると三律師の解は漸教と

して見るところ、正しいといわねばならない。

更に武帝は問う、「この答は文外の意である。律文の

ままをどう解するか。諸律師はこの律文に従つて淨肉を食いながら、意は肉を食うなとするのか」と。これに対して法超は、「他人のことは知らないが、自分は從来肉は食しない」と。僧弁は「昔は恒に肉を食しなかつたが、中年になつて疾病したので、時には暫く肉食を許した」といい、宝度も亦、「定林寺や光宅寺にいた時には肉食はなかつたが、若し余処に在つて疾病したら、肉を食するであろう」と答えている。

これで見ると律師は病氣の時は肉食をしてもよいと解していたようであり、一般庶民にもこのように教化していくことであろう。

更に武帝は鋭く三段論法を以てぐんぐんと論を進め、遂に律師をして、平時にも三種淨肉を許すといわしめている。更に武帝は議を進めて、微に入り細を穿つて問答し、遂に多くの律師をして、返答不能に追い込んでいる。しかも市中に魚肉を買うは、殺を犯すことであるから、出家衆僧は買うべきではないとし、肉食は出離解脱の障であるのに、なぜ肉食を許すか、浅行の人といっても、具足戒を得た人に説くのであるから、この矛盾をど

うするかなど、この鋭い武帝の質問に、律師はただ無言で頭を垂れるばかりであった。

このような問答から見て、律師を中心とする人々は、矢張肉食を許し、三種淨肉としてこれを認め、人々もこれを説いていたであろうとすると、大乗仏教徒は仏の慈悲を根本としていたから、断肉を強調して、あくまでも断肉を貫こうとす団体とがあったことが知れる。しかし律宗の道宣の如く、律者でありながら大乗仏教徒であつたから、律の文意を汲んで、あくまでも仏教の断食肉を強調したのは隋唐時代からである。

梁の武帝が断酒肉文四篇も著して、「涅槃經」、「楞伽阿跋多羅經」、「央掘摩羅經」を引文して、徹底的に食肉を排斥していることは、当時においても教団の中に、酒肉を公然と飲み且つ噛んでいたものがあつたことを示すものである。従つて武帝はこれらの如法ならざる僧尼に對しては王法を以て嚴罰に処し、僧尼を還俗せしめるとまで、宣言せしむるに至つた。その代り自分もまた仏教徒なる故に、僧尼と同じ如法修行するであろうと、誓つている。まことに武帝の僧界革新運動の意気込みを知ることが出来る。と共に彼が誓の通りにその行動に移つたことは、歴史が示すところであつた。⁽⁵⁾

又同時代の沈約の「究竟慈悲論」(広弘明集卷廿六)には肉食蚕衣は生命を奪う殺生行為であるから、肉食蚕衣は禁すべきだし、梁の周顥は、「与何胤論止殺書」に禁殺を論じて在家の人も断肉すべしと述べたものである。又齊の願之推は「誠殺訓」を著して、惡報の例七話をしていて、「法苑珠林」九四酒肉篇にも感應十四例を挙げ、「积門自鏡錄」を初め、「冥報記」や、又多くの僧伝に、肉食して惡報を受けた話が載せられているのを見ると、禁ぜられた肉食が、或は正当化して公然と、或は隠れて秘かに行われていたことを物語っているものであった。このことは出家僧尼の中に、偽濫の避徭役僧が多くいたこと⁽⁴⁾、充分にこれを証明することが出来るである。

これによつて仏教々団は教界肅清のためにも、あらゆる方法において禁肉食運動を開いたことであり、肉食が不殺生戒を犯すことでもあるから、仏教徒としては禁肉は当然のことであった。六斎日、八斎日、三長斎月の禁殺、更に放生業は、これ又仏教徒の守るべき行いであった。梁の武帝を初めとする多くの仏教に関心のある天子は、屢々断屠殺の詔を下したり、断肉の命や、或は宋の真宗の如きは京城内に酒肉五辛を売ることを禁じたり

した(統記四四)。

ただここで禁食肉や、禁殺が、すべて仏教から出たものと解してはならないことである。儒教の仁の思想や、墨子の兼愛の思想は、単に人だけではなく、禽獸や草木にまでも及んでいたことである。このことが禁殺や禁食肉運動の理念になつていることも考えねばならぬ。又道教の不殺の戒律からも影響されている。歴代の天子が禁殺の詔を出したからといって、真ちに仏教の影響であるとして論ずることは出来ない。

従つてこの両者の関係や、不殺生戒や放生思想の問題、これが社会にどのように受け入れられたか、食肉の問題がいろいろの方面へと展開して行くのであるが、いまここでは一応これで擱筆することとする。(昭和四十一年度綜合研究の一部)

註

(1)、(2) 拙稿「中國仏教と食人肉の問題」(福井康順編慈覺大師研究所収)

(3) 森三樹三郎著「梁の武帝」参照。

(4) 拙稿「唐代仏教史の研究」第一章「唐朝の仏教対策」参考。
尚佐藤密雄著「原始仏教教団の研究」大日方大乘著「仏教医学の研究」参照。